

4 現物出資等の調査の特例

(1) 確認株式会社の場合

確認株式会社の設立時に、現物出資又は財産引受を行う場合において、現物出資及び財産引受の目的となる財産の定款に定めた価格の総額が200万円を超えないときは、商法第173条第1項の規定は適用されず、裁判所の選任する検査役の調査を要しないとされた（法第10条の6第1項）。

(2) 確認有限会社の場合

確認有限会社の設立時に、現物出資又は財産引受を行う場合において、現物出資及び財産引受の目的となる財産の定款に定めた価格の総額が60万円を超えないときは、有限会社法第12条ノ2第1項の規定は適用されず、裁判所の選任する検査役の調査を要しないとされた（法第10条の6第2項）。

5 会社の分割の特例

確認株式会社（資本の額を1,000万円以上としたものを除く。法第10条の8第2項）又は確認有限会社（資本の総額を300万円以上としたものを除く。法第10条の8第2項）が新設分割又は吸収分割をする場合には、人的分割をすること（分割により設立する会社又は当該確認株式会社若しくは当該確認有限会社から営業の全部若しくは一部を承継する会社が、株式その他の資産を当該確認株式会社の株主又は当該確認有限会社の社員に交付すること。）ができないとされた（法第10条の13）。

6 資本の減少の特例

確認株式会社（資本の額を1,000万円以上としたものを除く。法第10条の8第2項）及び確認有限会社（資本の総額を300万円以上としたものを除く。法第10条の8第2項）は、資本の減少により金銭その他の財産を当該確認株式会社の株主又は当該確認有限会社の社員に支払い、又は交付することができないとされた（法第10条の14）。